

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件二件

公告

○職員表彰を実施した件

○一般競争入札を行う件

○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件

○落札者を決定した件

○福島県教育委員会教育長

○公金の収納の事務を委託した件

二〇
二二
二三
二四

告示

福島県告示第三十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年一月七日次のとおり指定した。

令和四年一月二十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

丹治 青空

いわき市平字新田
前一番地の六三

令和四年一月一四日から
令和八年九月三〇日まで

井マンションA二
〇三

福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地
青空行政書士事務所
いわき市平字五町目
一六番地の五

（出納総務課）

福島県告示第三十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年一月十三日次のとおり指定した。

令和四年一月二十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

行政書士法人 福島市方木田字前
近藤事務所 白家五番地の一

令和四年一月十九日から
令和八年九月三〇日まで

福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地
行政書士法人近藤事
務所
福島市方木田字前白
家五番地の一
（出納総務課）

公告

公告第十四号

令和四年一月十九日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程（昭和三十五年福島県訓令第五十三号）第八條の規定により公告する。

令和四年一月二十一日

一 表彰を受けた者

福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター 副所長 鈴木 賢二

二 事績の概要

「福島流吟醸酒製造マニュアル」を作成し、県内酒造業者への技術指導や助言を行うことで、本県日本酒の品質向上及びブランド化に長年にわたり大きく貢献したものである。

二一 表彰を受けた者

土木部建築総室

二 事績の概要

全国初の応急仮設住宅対策「福島方式」を確立するとともに、様々な発注方法や建設工法を採用した復興公営住宅の建設に取り組み、災害復興における住宅供給の先進事例を全国に示したものである。

（人事課）

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける仮想化共通基盤機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年1月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 仮想化共通基盤機器 一式（据付け、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等以上の物品の納入実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年2月14日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課

電話024-521-7135

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において公告のあった日から令和4年2月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

3に掲げる場所において公告のあった日から令和4年2月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のウェブサイトからダウンロードすることができる。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年3月3日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館1階 101会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月2日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Virtualized Common
Infrastructure (including installation, adjustment and maintenance, etc.)
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 3 March 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 March 2022
- (4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information
and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima
Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7135

(デジタル変革課)

公告第十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
かねとビル 福島県郡山市桑野四丁目三番地の四ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千六百五平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和三年十一月十五日
- 五 届出年月日
令和四年一月七日
- 六 届出をした者
有限会社かねと

（商業まちづくり課）

公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年1月21日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
金属3Dプリンタシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社伊藤商店機材部 福島県郡山市菜根五丁目21番13号
- 5 落札金額
75,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年11月12日

（入札用度課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を令和三年十二月七日次のとおり委託した。

令和四年一月二十一日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立大笹生支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島地区特別支援教育研究会 会長 佐藤 成紀

2 所在地 福島県福島市山居百四十六番地の一

三 収納の事務を委託する期間

令和四年一月一日から同年三月二十三日まで

（特別支援教育課）